

◆審議事項①

条	条文（素案その２）
第１条 （目的）	この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策(以下「人権施策」という。)の推進について必要な事項を定め、人権課題の解決に取り組むことにより、すべての市民等の人権が尊重されるまちを実現することを目的とする。
第６条 （市民等の役割）	市民等は、基本理念に則り、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる生活の場において、互いの人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するように努めるものとする。
第７条 （事業者の役割）	事業者は、基本理念に則り、すべての人の人権を尊重し、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市が実施する人権施策に協力するように努めるものとする。

<これまでの経緯>

○当初事務局（素案）・・・市民等の責務、事業所の責務

○第３回審議会での意見

・「責務という言葉が行政から強制されるイメージがあり、違和感を感じる。」

○素案その２・・・市民等の役割、事業所の役割（高知県高知市、千葉県流山市を参考）

◎第４回審議会前の意見

・「役割」では弱い。人権尊重のまちづくりに向けた取り組みを義務として、「市民等の義務」、「事業者の義務」としてはどうか。

<審議事項>

- 第４回審議会前の意見聴取では、事務局案（素案その２）通りとの回答が多数であった。よって、事務局案（素案その２）通りとするのか、「義務」又は他の言葉を使用するのか。